# 標榜診療科名について

厚生労働省 医政局総務課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

## 医療法における広告規制の基本的な考え方

- ①医療は人の生命・身体に関わるサービスであり、不当な広告により受け手側が誘引され、不適当なサービスを受けた場合の被害は、他の分野に比べ著しい。
- ②医療は極めて専門性の高いサービスであり、広告の受け手はその文言から提供される実際のサービス の質について事前に判断することが非常に困難。
  - → 限定的に認められた事項以外は、原則として広告禁止

#### 広告可能な事項について

- ① 医師又は歯科医師である旨
- ② 診療科名
- ③ 名称、電話番号、所在の場所を表示する事項、管理者の氏名
- ④ 診療日又は診療時間、予約による診療の実施の有無
- ⑤ 法令の規定に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けた病院等(例:特定機能病院)
- ⑥ 病院等における施設、設備に関する事項、従業者の人員配置
- ⑦ 医師等の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職及び略歴、厚生労働大臣が定めた 医師等の専門性に関する資格名
- ⑧ 医療相談、医療安全、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置、 病院等の管理又は運営に関する事項
- ⑨ 紹介可能な他の医療機関等の名称、共同で利用する施設又は医療機器等の他の医療機関との連携に関すること
- ⑩ ホームページアドレス、入院診療計画等の医療に関する情報提供に関する内容等.
- ⑪ 病院等において提供される医療の内容に関する事項
- ② 手術、分娩件数、平均入院日数、平均患者数等、医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定める事項
- ③ その他①~⑫に準ずるものとして厚生労働大臣が定めるもの

### 医療法抜粋

#### 第六条の五

- 3 第一項に規定する場合において、次に掲げる事項以外の広告がされても医療を受ける 者による医療に関する適切な選択が阻害されるおそれが少ない場合として厚生労働 省令で定める場合を除いては、次に掲げる事項以外の広告をしてはならない。
  - 一 医師又は歯科医師である旨
  - 二 診療科名
  - 三~十三(略)
- 第六条の六 前条第三項第二号の規定による診療科名は、医業及び歯科医業につき<u>政令で</u> 定める診療科名並びに当該診療科名以外の診療科名であつて当該診療に従事する医 師又は歯科医師が厚生労働大臣の許可を受けたものとする。
- 2 厚生労働大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、**医学医術 に関する学術団体**及び**医道審議会**の意見を聴かなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の許可をするに当たつては、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 第一項の規定による許可に係る診療科名について広告をするときは、当該診療科名に つき許可を受けた医師又は歯科医師の氏名について、併せて広告をしなければなら ない。

# 医業に係る標榜診療科名の変遷について

昭和23年 (医療法制定時) 内科、精神科、小児科、外科、整形外科、皮膚泌尿器科(又は皮膚科、泌尿器科)、産婦人科(又は産科婦人科)、眼科、耳鼻いんこう科、理学診療科(又は放射線科) 内科、精神科、神経科、呼吸器科、消化器科(又は胃腸科)、循環器科、小児科、外科、整形外科、皮膚、尿器科(又は皮膚科、泌尿器科)、性病科、こう門科、産婦人科(又は産科、婦人科)、眼科、耳鼻いんう科、理学診療科(又は放射線科) 内科、精神科、神経科、呼吸器科、消化器科(又は胃腸科)、循環器科、小児科、外科、整形外科、皮膚、	
<ul><li>尿器科(又は皮膚科、泌尿器科)、性病科、こう門科、産婦人科(又は産科、婦人科)、眼科、耳鼻いんう科、理学診療科(又は放射線科)</li><li>昭和27年 内科、精神科、神経科、呼吸器科、消化器科(又は胃腸科)、循環器科、小児科、外科、整形外科、皮膚</li></ul>	
	昭和25年
尿器科 (又は皮膚科、泌尿器科)、性病科、こう門科、産婦人科 (又は産科、婦人科)、眼科、耳鼻いん う科、気管食道科、理学診療科 (又は放射線科)	昭和27年
昭和35年 内科、精神科、神経科、呼吸器科、消化器科(又は胃腸科)、循環器科、小児科、外科、整形外科、皮膚 尿器科(又は皮膚科、泌尿器科)、性病科、こう門科、産婦人科(又は産科、婦人科)、眼科、耳鼻いん う科、気管食道科、理学診療科(又は放射線科) <u>、麻酔科</u>	昭和35年
昭和40年 内科、精神科、神経科、呼吸器科、消化器科(又は胃腸科)、循環器科、小児科、外科、整形外科 <u>、脳神治外科</u> 、皮膚泌尿器科(又は皮膚科、泌尿器科)、性病科、こう門科、産婦人科(又は産科、婦人科)、眼 耳鼻いんこう科、気管食道科、 <u>理学診療科、放射線科</u> 、麻酔科	昭和40年
昭和50年 内科、精神科、神経科 <u>(又は神経内科)</u> 、呼吸器科、消化器科(又は胃腸科)、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚泌尿器科(又は皮膚科、泌尿器科)、性病科、こう門科、産婦人の (又は産科、婦人科)、眼科、耳鼻いんこう科、気管食道科、理学診療科、放射線科、麻酔科	昭和50年
昭和53年 内科、精神科、神経科(又は神経内科)、呼吸器科、消化器科(又は胃腸科)、循環器科、小児科、外科整形外科、形成外科 <u>美容外科</u> 、脳神経外科 <u>、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科</u> 、皮膚泌尿器科(又皮膚科、泌尿器科)、性病科、こう門科、産婦人科(又は産科、婦人科)、眼科、耳鼻いんこう科、気管道科、理学診療科、放射線科、麻酔科	昭和53年
平成8年 内科 <u>、心療内科</u> 、精神科、神経科(又は神経内科)、呼吸器科、消化器科(又は胃腸科)、循環器科 <u>、アルギー科、リウマチ科</u> 、小児科、外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓管外科、小児外科、皮膚泌尿器科(又は皮膚科、泌尿器科)、性病科、こう門科、産婦人科(又は産科、人科)、眼科、耳鼻いんこう科、気管食道科、 <u>リハビリテーション科</u> 、放射線科、麻酔科	平成8年
平成20年以降 (現行制度)	平成20年以降

# 標榜診療科名の改正について

脳神経外科

呼吸器外科

心臓血管外科

小児外科

皮膚泌尿器科

性病科

こう門科

産婦人科

眼科

耳鼻いんこう科

気管食道科

リハビリテーション科

放射線科

患者や住民が自分の病状にあった適切な医療機関の選択を支援するという観点から、標榜診療科名を拡大

## 改正前

具体的な標榜診療科名を限定列挙

内科

心療内科

精神科

神経科

呼吸器科

消化器科

循環器科

アレルギー科

リウマチ科

小児科

外科

整形外科

形成外科

美容外科

その他、大臣の許可を得た 標榜診療科名として、麻酔科

### 改正後(平成20年4月~)

○単独で広告可能な診療科名として、

内科•外科

精神科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、 皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、

耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、 放射線科、病理診断科、臨床検査科、救急科

- 〇上記診療科と以下の事項を組合わせたものも可
  - 人体の部位や臓器の名称
  - 患者の特性
  - 診療方法の名称
  - 症状、疾患の名称

その他、大臣の許可を得た 標榜診療科名として、麻酔科

## 標榜診療科名について (病院・診療所) 平成20年4月~

#### ①単独で標榜可能な診療科名

内科、外科、精神科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科(産科、婦人科)、 眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科(放射線治療科、放射線診断科)、病理診断科、 臨床検査科、救急科

#### ②①の診療科名と組み合わせで用いることができるもの

区分	施行令	施行規則
(a)身体や臓器の 名称	頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、肛門、血管、心臓血管、腎臓、脳神経、神経、血液、乳腺、内分泌、代謝	頭部、頸部、気管、気管支、肺、食道、 胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、 胆のう、膵臓、心臓、脳、脂質代謝
(b) 患者の年齢、 性別等の特性	男性、女性、小児、老人	周産期、新生児、児童、思春期、老年、 高齢者
(c)診療方法の 名称	整形、形成、美容、心療、薬物療法、 透析、移植、光学医療、生殖医療、 疼痛緩和	漢方、化学療法、人工透析、臓器移植、 骨髄移植、内視鏡、不妊治療、 緩和ケア、ペインクリニツク
(d) 患者の症状、 疾患の名称	感染症、腫瘍、糖尿病、 アレルギー疾患	性感染症、がん

#### ※【組み合わせのルール】

- •(a)~(d)の異なる区分の語句はそのままつなげて使用することができる。
- •(a)~(d)で同じ区分の語句を使用する場合は、「·」などで区切る必要がある。
- ※不合理な組み合わせ(③)は不可。

#### ③不合理な組み合わせとなる名称

診療科名	不合理な組み合わせとなる事項								
内科	整形又は形成								
外科	心療								
アレルギー科	アレルギー疾患								
小児科	小児、老人、老年又は高齢者								
皮膚科	呼吸器、消化器、循環器、気管食道、心臓血管、腎臓、脳神経、気管、気管支、 肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓、脳								
泌尿器科	頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、心臓血管、脳神経、 乳腺、頭部、頸部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、 胆のう、膵臓、心臓、脳								
産婦人科	男性、小児、児童								
眼科	胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、肛門、心臓血管、腎臓、乳腺、 内分泌、頸部、気管、気管支、肺、食道、胃腸、十二指腸、小腸、大腸、肝臓、 胆のう、膵臓、心臓								
耳鼻いんこう科	胸部、腹部、消化器、循環器、肛門、心臓血管、腎臓、乳腺、内分泌、胃腸、 十二指腸、小腸、大腸、肝臓、胆のう、膵臓、心臓								

#### ④歯科も単独で標榜可能

#### ⑤歯科と組み合わせで用いることができるもの

区分	施行令
(a)患者の年齢を示す名称	小児
(b)歯科医学的処置	矯正、口腔外科

#### 【組み合わせのルール】

- ・(a)~(b)の異なる区分の語句はそのままつなげて使用することができる。 ・(a)~(b)で同じ区分の語句を使用する場合は、「・」などで区切る必要がある。

## 標榜診療科名について(病院・診療所)

医療機関が標榜(広告)を行うことができる診療科名については、患者や住民自身が自分の症状等にあった適切な医療機関の選択を行うことを支援する観点から、下記の基準に従って、医学医術に関する学術団体の意見や、医道審議会診療科名標榜部会において総合的に判断した上で、標榜可能な診療科を定めてきている。

- ① 独立した診療分野を形成していること
- ② 国民の求めの高い診療分野であること
- ③ 診療科名がわかりやすく国民が適切に受診できること
- ④ 国民の受診機会が適切に確保できるよう、診療分野に関する知識・技術が医師に普及・定着していること

#### <u>【参考】基本領域(1</u>9領域)の専門医を取得している医療施設に従事する医師数

## 表7 取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名、麻酔科の標榜資格及び医師少数 区域経験認定医師(複数回答)、性別にみた医療施設に従事する医師数及び平均年齢

		総数	t	男	女	総数	男	女	(歳)							
		総					数	327	444	250 064	77 380	100.0	100.0	100.0	50.3	
Г	1	内	科	草	7	門	医	20	299	15 837	4 462	6.2	6.3	5.8	49.9	
Т	2	小	児	科	専	門	医	13	891	8 894	4 997	4.2	3.6	6.5	52.1	
Т	3	皮	膚	科	専	P9	医	5	851	3 076	2 775	1.8	1.2	3.6	54.9	
Т	4	精	神	科	専	門	医	10	100	7 768	2 332	3.1	3.1	3.0	54.8	
_	5	外	<u>科</u>	草	ļ.,	門	医	22	288	20 037	2 251	6.8	8.0	2.9	51.1	
Т	6	整	形 :	外科	專	門	医	17	466	16 491	975	5.3	6.6	1.3	53.8	
Т	7	産	婦 .	人科	專	門	医	11	371	6 861	4 510	3.5	2.7	5.8	53.1	
Т	8	眼	科	章	7	P9	医	10	013	6 116	3 897	3.1	2.4	5.0	54.7	
Т	9	耳	鼻咽	喉	科	専門	医	7	327	5 732	1 595	2.2	2.3	2.1	54.3	
	10	20	尿	器。移	<u></u>	<u> </u>	医	6	352	5 930	422	1.9	2.4	0.5	52.4	
	11	脳	神経	外	科	専門	医	6	966	6 548	418	2.1	2.6	0.5	54.2	

4 797

5 084

1 388

4 251

1 752

2 401

419

614

1 534

3 062

556

576

707

608

102

144

1.9

2.5

0.6

1.5

8.0

0.9

0.2

0.2

6 331

8 146

1 944

4 827

2 459

3 009

521

758

医療施設に従事する医師数(人)

※基本領域(19領域)とは、(一社) 日本専門医機構が定めた基本的な診療領域であり、 内科、小児科、皮膚科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、 脳神経外科、放射線科、麻酔科、病理、臨床検査、救急科、形成外科、リハビリ テーション 科及び総合診療をいう。

12

13

16

17

出典: 令和4(2022)年医師・歯科医師・薬剤師統計の概況 R04 1gaikyo.pdf (mhlw.go.jp) 9

令和4(2022)年12月31日現在

2.0

4.0

0.7

0.7

0.9

8.0

0.1

0.2

1.9

2.0

0.6

1.7

0.7

1.0

0.2

0.2

50.4

48.8

53.4

48.0

49.5

56.5

58.0

50.8

平均年齡

割合(%)

## 【参考】医療法(抄)

令和6年1月29日

- 第六条の五 何人も、医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して、文書その他いかなる方法によるを問わず、広告その他の医療を受ける 者を誘引するための手段としての表示(以下この節において単に「広告」という。)をする場合には、虚偽の広告をしてはならない。
- 2 前項に規定する場合には、医療を受ける者による医療に関する適切な選択を阻害することがないよう、広告の内容及び方法が、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告をしないこと。
- 二誇大な広告をしないこと。
- 三公の秩序又は善良の風俗に反する内容の広告をしないこと。
- 四 その他医療に関する適切な選択に関し必要な基準として厚 牛労働省令で定める基準
- 3 第一項に規定する場合において、<u>次に掲げる事項以外の広告がされても医療を受ける者による医療に関する適切な選択が阻害されるおそれが少ない</u> 場合として厚生労働省令で定める場合を除いては、次に掲げる事項以外の広告をしてはならない。
- 一 医師又は歯科医師である旨
- 二診療科名
- 三 当該病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並びに当該病院又は診療所の管理者の氏名
- 四 診療日若しくは診療時間又は予約による診療の実施の有無
- 五 法令の規定に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けた病院若しくは診療所又は医師若しくは歯科医師である場合には、その旨
- 六 第五条の二第一項の認定を受けた医師である場合には、その旨
- 七 地域医療連携推進法人(第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人をいう。第三十条の四第十二項において同じ。)の参加病院等(第 七十条の二第二項第二号に規定する参加病院等をいう。)である場合には、その旨
- 八 入院設備の有無、第七条第二項に規定する病床の種別ごとの数、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数その他の当該病院又は診療所における施設、設備又は従業者に関する事項
- 九 当該病院又は診療所において診療に従事する医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴その他の当該医療従事者に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの
- 十 患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報の適正な取扱いを確保するための措 置その他の当該病院又は診療所の管理又は運営に関する事項
- 十一 紹介をすることができる他の病院若しくは診療所又はその他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者の名称、これらの者と当該 病院又は診療所との間における施設、設備又は器具の共同利用の状況その他の当該病院又は診療所と保健医療サービス又は福祉サービスを提供する 者との連携に関する事項
- 十二 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報の提供、第六条の四第三項に規定する書面の交付その他の当該病院又は診療所における医療に関する情報の提供に関する事項
- 十三 当該病院又は診療所において提供される医療の内容に関する事項(検査、手術その他の治療の方法については、医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。)
- 十四 当該病院又は診療所における患者の平均的な入院日数、平均的な外来患者又は入院患者の数その他の医療の提供の結果に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの
- 十五 その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項

## 【参考】医療法施行規則(抄) - 限定解除要件-

令和6年1月29日

- 第一条の九の二 <u>法第六条の五第三項</u>及び第六条の七第三項<u>の厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる要件の全てを満たす場合とする。</u>ただし、第三号及び第四号に掲げる要件については、自由診療(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七条第一項に規定する医療保険各法及び同法に基づく療養の給付等並びに療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和五十一年厚生省令第三十六号)第一条第一項に規定する公費負担医療に係る給付の対象とならない検査、手術その他の治療をいう。以下同じ。)について情報を提供する場合に限る。
  - 一 医療に関する適切な選択に資する情報であつて患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトその他これに準じる広告であること。
  - 二 表示される情報の内容について、患者等が容易に照会ができるよう、問い合わせ先を記載することその他の方法により明示すること。
  - 三 自由診療に係る通常必要とされる治療等の内容、費用等に関する事項について情報を提供すること。
  - 四 自由診療に係る治療等に係る主なリスク、副作用等に関する事項について情報を提供すること。

## 総合的な診療能力の必要性

- 高齢化に伴い、特定の臓器や疾患を超えた多様な 問題を抱える患者が増加。
- これらの患者には、複数の領域別専門医による診察よりも、一人の総合的な診療能力を有する医師による診察のほうが適切な場合がある。

## 総合診療専門医を新たに位置づけ

#### 総合診療医:総合的な診療能力を有する医師

※ 日常的に頻度が高く、幅広い領域の疾病と傷害等に ついて、適切な初期対応と必要に応じた継続医療を 全人的に提供。

#### 総合診療専門医:総合診療医の専門医としての名称

- ※ 新たな専門医の一つとして基本領域に加える。
- ※「地域を診る医師」としての視点も重要。 他の領域別専門医や他職種と連携して、多様な医療 サービスを包括的かつ柔軟に提供することが期待 される。

## 総合診療専門医の基準

○ 総合診療専門医の認定・更新基準や養成プログラム・研修施設の基準については、関連する諸学会や医師会等が協力して、第三者機関において作成すべきである。

# 総合診療専門研修プログラム整備基準(概要)

一般社団法人 日本専門医機構・理事会(2024.2.16)

## 研修プログラム(3年以上)

- 総合診療専門研修(合計18ヶ月以上)
  - ・ 診療所・地域の中小病院で、外来診療、訪問診療及び 地域包括ケアの研修(6ヶ月以上)
  - ・ 病院総合診療部門(総合診療科・総合内科等)で、<u>臓</u> 器別でない病棟診療と外来診療の研修(6ヶ月以上)
- 必須領域別研修
  - ・ 内科 6 ヶ月以上 小児科3ヶ月以上 救急科3ヶ月以上
- ○その他の領域の研修
  - ・外科・整形外科・産婦人科・精神科・皮膚科・眼科・ 耳鼻咽喉科などの各科での研修可